

## Q5 子どもが親の許諾なく交わした契約は有効なの でしょうか？

契約自体は有効ですが、未成年者が親等の法定代理人の同意なく締結した契約は、原則として取り消すことができます。ただし、未成年者であっても、氏名や生年月日を偽るなど、自分が成年であることを信じさせるため詐術を用いたときは、取り消すことができませんので注意が必要です。

なお、民法改正（令和4年4月1日施行）により、成年年齢が18歳に引き下げられました。これにより、施行日において18、19歳の方はこの取消権を失うこととなりますので、社会経験に乏しい若者を狙った悪質な業者による消費者被害等には特に注意が必要です。なお、施行日前に18、19歳の方が親等の法定代理人の同意を得ずに締結した契約は、施行後も引き続き取り消すことができます。

未成年者の契約トラブルや、若年層をターゲットとした消費者被害に関するトラブルについては、最寄りの消費生活センターまたは弁護士や司法書士に相談しましょう。

## Q6 インターネット上で誹謗中傷を受けています。 投稿の削除や、投稿者の特定はできるのでしょうか。

インターネット上に自身の権利を侵害する情報の投稿（プライバシー侵害、名誉毀損等）があった場合は、本人（本人が未成年者等であれば法定代理人）からその投稿が行われた掲示板等の管理者等に対し、削除の依頼をすることができます。

また、プロバイダ等に対して**発信者情報開示請求**を行うか、裁判所に対して**発信者情報開示命令**を申し立てることで、投稿者の情報（住所、氏名、電話番号等）を知ることができる場合があります。

身の危険を感じる内容の投稿がある場合は最寄りの警察へ、誹謗中傷や名誉棄損に関する投稿への対応や削除方法などについては、違法・有害情報相談センターに相談しましょう。

悪質な誹謗中傷については、投稿者に対して民事、刑事の両方で責任を追及できる可能性があるため、証拠となる投稿の内容、URL等をスクリーンショットなどで保存して、弁護士に相談するとよいでしょう。

## Q7 弁護士・司法書士に相談・依頼したいと考えていま す。どのような費用がどれくらいかかるのですか？

一般的に、弁護士や司法書士に支払う費用としては、**法律相談料、着手金、報酬金、手数料、実費、日当、顧問料**等です。

これらの費用は、個々の弁護士・司法書士がその基準を定めており、標準価格はありませんので、直接問い合わせる必要があります。ただし、おおよその目安を知りたいときには、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会がそれぞれ取りまとめた公表している報酬に関するアンケート結果等が目安として参考になると思われます。

また、法テラスには、経済的に余裕のない方を対象として、無料の法律相談を行ったり、弁護士・司法書士の費用や裁判にかかる費用等を立て替えたりする、**民事法律扶助**の制度があります。

この制度を利用するには、収入や資産が一定の基準以内であること、勝訴の見込みがないとはいえないこと等の要件を満たす必要があります。実際に法テラスが立て替える費用や返済方法は、事件の内容や経済状況等に応じ、審査にて決定します。

## Q8 法律相談は、どんなところでできますか？

全国各地の弁護士会・司法書士会は、相談センターを設置するなどして、法律相談を受け付けています。

日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会のホームページでは、それぞれ弁護士・司法書士を検索することができます。事務所によっては、自らホームページを開設し、取扱分野や法律相談の受付方法を案内したりもしています。

地方公共団体、各種支援団体においても、法律相談会を企画・実施するなどしている場合があります。

法テラスにおいても、民事法律扶助制度の要件を満たす方や、大規模災害の被災者等に対して、無料の法律相談を行っています。1回30分程度を目安として、同一問題につき3回まで相談が可能です。法テラスのご利用を希望される場合には、相談できる窓口をご案内しますので、法テラス・サポートダイヤル（0570-078374）にご連絡ください。

# 身近なトラブルQ&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多い  
ご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方  
迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

全国どこからでもお問合せを受け付けています。  
平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分9.35円（税込）で通話することができます。  
※IP電話やプリペイド携帯からは、03-6745-5600にお電話ください。  
※ホームページのメール専用入力フォームにてメールでのお問合せも受け付けています。

法律问题Q&Aシリーズ ⑥



法テラスは国が設立した公的な法人です。  
法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

## Q1 職場の同僚にお金を貸したのですが、借用書を作っていないから返さなくてよいと言われています。どうしたらよいですか？

お金の貸し借りを内容とする契約(金銭消費貸借契約)は、借用書を作っていないなくても、実際にお金を貸し渡していれば有効に成立します。

したがって、借用書がなくても、返済期限が来れば、借主に貸したお金を返すよう求めることができます。借主が返済を拒む場合、内容証明郵便等で支払うよう求めたり、支払督促、民事調停、民事裁判等の手続を利用したりすることもできます。

ただし、民事裁判等の裁判所の手続を利用する場合、貸主は、金銭消費貸借契約が成立したこと等を証明しなければなりません。契約日、契約当事者、返済の約束、借主がお金を受け取ったこと、その金額、返済の方法・期限等を記載した借用書は、お金を貸したことを証明する有力な証拠の一つになります。

借用書がない場合でも、お金の貸し借りの場に居合わせた知人の証言や、メール等の他の証拠によって金銭消費貸借契約の成立を証明することができる場合もありますので、詳しくは弁護士や司法書士等に相談するとよいでしょう。

## Q2 隣家の騒音に迷惑しています。どのような解決方法がありますか？

隣人との関係ですので、交渉の方法には配慮が必要ですが、次のような解決方法が考えられます。

まず、地域の自治会やマンションの管理会社に相談したり、民事調停の手続を利用したりするなどして、話し合いをする方法があります。区分所有のマンションの場合、住民(区分所有者)は、建物の管理又は使用に関して区分所有者の共同の利益に反する行為を法律で禁止されていますから、同じマンションの他の住民からも同様の苦情が多く出ているときは、規約で騒音防止のルールを定めることも一案でしょう。

また、隣家の騒音が、夜中においても相当大きいなど、一般人が我慢すべきであると考えられる範囲(受忍限度)を超える場合には、裁判を起し、騒音の原因となっている行為の差止めや、騒音を防止するための措置を求めることが考えられます。騒音によって何らかの損害が出ている場合には、損害賠償を請求する

ことも考えられます。

ただし、判決を得るまでには相当の時間がかかることもありますので、当面の措置として、裁判所に仮処分(例えば、裁判の決着がつくまで、相手方に騒音の原因となっている行為を止めるよう命令すること)の申立てをしたり、より緊急を要する場合には、警察に通報したりすることも考えられます。

その他、境界や敷地に関する問題等、近隣トラブルの解決については、専門家に相談されるとよいでしょう。

## Q3 賃借していたアパートから退去する際、電気焼けて冷蔵庫の後ろの壁紙が薄く黒ずんだ部分の修理代が敷金から差し引かれました。仕方がないのですか？

賃借人が、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときにその損傷を原状に復する義務を、原状回復義務といいます。

この原状回復義務の対象となる損傷については、通常の使用によって生じた賃借物の損耗や賃借物の経年変化等を除くと定められています(民法第621条)。そのため、「新品状態に戻す」という意味ではありません。

そうすると、冷蔵庫等の電化製品の後部壁紙の電気焼けは、賃借人が通常の住み方をしていても生じるものですから、それにつき賃借人は原状回復義務を負わないのが一般的です。ただし、原状回復義務を負うかどうかは、賃借物件の状態や賃借人の使用状況等にもよりますから、賃貸借契約書や重要事項説明書、入居時と退去時に撮影した写真や備品の修理代、クリーニング代等の見積書を準備した上で、詳しくは弁護士や司法書士に相談するとよいでしょう。

## Q4 身に覚えのない借金の返済を求める「最終通告書」が届きました。どうすればいいですか？

「最終通告書」のように、公正証書や裁判所からの書面であるかのように装った請求であっても、全く身に覚えがない場合は、架空請求である可能性があります。架空請求の場合には、対応をする必要はありません。こうした架空請求の手口としては、「民事訴訟〇〇通達書」等の標題を用いたり、実在する公的機関(法務省、財務省、税務署、日本年金機構等)の名称を使って偽装したりするこ

ともあるようです。ただし、知らない名前の会社であっても、過去に利用した金融業者が委託した債権回収会社等である可能性もありますので、注意が必要です。

架空請求の書類が届いた場合、記載された連絡先に不用意に連絡を取ることで、より詳しい個人情報や相手方に知られてしまう可能性があり、危険です。書面に記載された連絡先に直接連絡を取るのではなく、最寄りの消費生活センター、または弁護士や司法書士に相談しましょう。

### コラム:裁判所から訴状が郵送されてきた場合は？

架空請求と異なり、裁判所から実際に訴状等の書類が郵送されてきたときには、たとえ相手方の主張に全く根拠がないと思うときでも、対応をする必要があります。裁判を放っておいて反論しないと、裁判所は、あなたが相手方の主張を認めたものとして、相手方を勝たせる判決を出すことが一般的であるためです。

相手方の主張を認めることができない場合には、答弁書を提出し、争う必要があります。また、相手方の主張する事実関係を認めざるを得ないときでも、安易にあきらめて放置することは避けるべきです。例えばお金を借りた事実自体は間違いなくとも、利率が法律の上限よりも高い場合には、相手方の主張する金額が認められないことがあります。相手方の主張を全く争えないときでも、分割払を認めてもらう、減額してもらう等、希望に沿った和解ができる可能性もあります。

その一方で、身に覚えのない訴状等が届いたときには、まず裁判所に確認すべきです。偽の訴状等に偽の裁判所の連絡先が記載されている場合もありますので、届いた訴状等に記載された電話番号等でなく、自身で調べた裁判所の連絡先に対して連絡するよう注意しましょう。

正規の裁判である場合には、弁護士に相談だけでもすることをお勧めします(相談をしたからといって必ず依頼しなければならないということはありません)。なお、簡易裁判所での一部の裁判については、簡易裁判所の代理権を有する司法書士に相談・依頼することもできます。